

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	給水加熱器ドレンポンプ(A,B)用電動機点検時、接地線取付板に傷が認められたため、検討した結果、機能に問題ないため、再使用。	G	
2	2号機	復水器空気抽出系空気抽出器インタークーラー水位計点検時、検出器元弁(2個)にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	2号機	給水加熱器ドレン系第二給水加熱器(B)二次ドレン弁の浸透探傷検査時、弁座シート面にブローホール(微小な気孔)が認められたため、対応検討。	G	
4	2号機	原子炉給水ポンプ用タービン(A)ターニング装置の点検(工場)時、部品(ピニオン軸のオイルシール)に摩耗が認められたため、当該部品を補修。	G	
5	2号機	主復水器循環水配管(B系)点検時、同配管内面塗装に剥離が認められたため、当該配管を補修。	G	
6	2号機	原子炉給水ポンプ用タービン(A)制御盤点検時、制御基盤の異常表示(接触不良)が認められたため、当該基盤を交換。	G	
7	2号機	所内電源設備(6.9kV M/C 2B-2)点検時、しゃ断器2台の部品(主接触子)の組み立て寸法に管理値外れが認められたため、当該しゃ断器を補修。	G	
8	2号機	低圧復水ポンプ(B)吐出弁の浸透探傷検査時、弁体シート面に指示模様が認められたため、検討した結果、使用に問題ないため、再使用。	G	
9	2号機	残留熱除去機器冷却系(B)空気貯槽ドレントラップにおいて、開固着が認められたため、当該ドレントラップを点検補修。	G	
10	4号機	タービン補機冷却系熱交換器(B)電解鉄イオン注入流量計点検時、フロートガイドの根本に微小な亀裂が認められたため、検討した結果、使用に問題ないため、再使用。	G	
11	4号機	タービン建屋冷房装置用給気処理装置(A)において、冷水コイルの破損により水漏れ(非放射性の水がファンネルへ流入)が認められたため、当該冷水コイルを修理。	G	
12	1.2号廃棄物処理設備	補助ボイラー棟ストームドレンサンブポンプ(A)吐出側逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
13	その他	原子力安全・保安院に提出した「原子力発電所運転状況報告」(3月分)において、一部に誤記が認められたため、当該誤記を訂正し再提出。	G	
14	その他	気体廃棄物管理報告書(社内用)において、平成21年度3四半期分の当該報告書の紛失が認められたため、再度作成し保管。	G	